

# 標準倉庫寄託約款 (令和8年4月1日施行) 改正の内容について

# 基本的な背景

- 倉庫業界では、多くの企業の寄託契約において、国土交通省が定めた標準約款が使用されている。標準約款は、寄託者と倉庫業者の公平性に反する契約を回避・修正するための基準ともなり、寄託契約における関係者間の紛争を防止する機能を果たしてきている。
- 標準約款は、昭和34年12月（約60年前）の制定以降、大規模な改正は行われておらず、寄託契約における取引適正化に支障をきたしているため、今般の改正を行う。

## 【参考】

倉庫業法第8条では、倉庫業者は倉庫寄託約款を定め、国土交通大臣に届け出なければならないとされている。ただし、国土交通大臣が定める標準倉庫寄託約款と同一の約款を定めるときは、届出をしたものとみなされる。

<倉庫業法（昭和31年6月1日法律第121号）>

第8条 倉庫業者は、倉庫寄託約款を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 (略)

3 国土交通大臣が標準倉庫寄託約款（標準トランクルーム寄託約款を含む。以下同じ。）を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、倉庫業者が、標準倉庫寄託約款と同一の倉庫寄託約款を定め、又は現に定めている倉庫寄託約款を標準倉庫寄託約款と同一のものに変更したときは、その倉庫寄託約款については、第1項の規定による届出をしたものとみなす。

### 附帯業務等の規定 (第4条)

- 倉庫業者の業務に含まれない、受寄物の仕分けやラベル貼り等について、寄託者より対価が支払われないままに従事することを要求されることがあるため、これらを**別途料金を要する附帯業務として規定する**。
- 緊急の入出庫オーダーは、トラックの荷役・荷待ち時間の増大や作業の非効率化につながるため、別途費用を請求できることとする**。

### 賠償額の上限設定 (甲普通：第47条第2項、甲冷蔵：第48条第2項、乙普通：第43条第2項、乙冷蔵：第44条第2項)

- 日付逆転の出庫等の債務不履行やブランド毀損等を名目に、倉庫業者への損害賠償請求が過剰になされる場合がある。よって、第1項に規定する**受寄物の滅失又は損傷による損害以外の賠償については、当該受寄物に対する既発生料金の総額を限度とする**。

### 賠償した損害受寄物に関する権利取得の明記 (甲普通：第48条、甲冷蔵：第49条、乙普通：第44条、乙冷蔵：第45条)

- 民法第422条に基づき、現行の標準約款においては、**倉庫業者が受寄物に対して全額賠償した場合、倉庫業者が当該受寄物における一切の権利を取得することとなっている**。しかし、全額賠償した後であるにもかかわらず、寄託者が倉庫業者による処分方法に対して制限をかけることが多いため、当該標準約款において**任意の方法で処分できることを明確化する**。

### FAX・電子データによる意思表示の明記 (第5条等)

- 寄託者等と倉庫業者との取引において、近年ではFAXや電子データによる意思表示が一般的であるため、これらが意思表示の手段として有効であることを明確にする。

### システム障害等の機能支障への対応 (第9条等)

- 寄託者の要請等により、倉庫業において自動化機器及び情報システムの役割が大きくなってきているところ、これらをはじめとする**設備に支障がある場合に、倉庫業者が寄託に係る業務を一部拒否することができるようにする**。

### 引渡しによる寄託契約成立の明記 (第12条第2項)

- 現行の標準約款では寄託契約の成立について明確に規定を置いていなかったところ、寄託の申し込みの承諾によって契約が成立したと解釈した寄託者が、入庫前に生じたデマレッジ\*を倉庫業者に負担させようとするなどのトラブルが発生していることから、**引き渡しによる契約成立を明確化させる**。
- \* 国際貨物が、コンテナヤードに無料で保管できる期間（フリータイム）を超えて保管された場合に課せられる「超過保管料」。

### 受寄物の内容不検査の明記 (第14条)

- 現行の標準約款において、受寄物の内容検査は、寄託者の費用において、承諾を得た上で「できる」と規定をしているが、倉庫業者が入庫時に受寄物の内容の検査を行い、受寄物の品質を確認していると誤認識されることがある。そのため、**原則、倉庫業者による受寄物の内容検査は行わない旨を明確化する**。

### 在庫証明書の新設 (甲：第17条、乙：第15条)

- 在庫証明書は、倉庫に保管されている受寄物の数量等を証明する書類であり、寄託者が決算時の資料等として用いるため、倉庫業者に発行させている。
- 在庫証明書は一般的に利用されている書類ではあるものの、**現行の標準約款には規定がなく、倉荷証券と同等の効力を持つとの誤解**がなされる場合がある（倉荷証券は在庫の証明ではなく商品の引渡し等を目的とした有価証券であり、発行主体は国土交通大臣の許可を受けた倉庫業者等に限定される）。
- 本改正では**その位置づけを明確化し、関係者間の誤解による紛争を防ぐ**。

### 面積建保管の新設 (甲普通：第21条、乙普通：第17条)

- 標準冷蔵倉庫寄託約款には「容積建保管\*」が規定されており、普通倉庫業界においても実態として同種の契約が存在したものの、標準倉庫寄託約款には規定されていなかったため、「面積建保管」として新設した。

\*貨物の重量・個数等ではなく、使用する倉庫領域に応じて料金を決定する契約。

### 混合保管要件の見直し (甲：第23条第1項、乙：第19条第1項)

- 現行の標準約款においても定められている混合保管について、倉庫業界の業務実態に即し、**各寄託者に個別的に承諾を得ずに混合保管が可能であることとする**。その際、**混合保管が可能な貨物の条件をより具体化する**。

※普通倉庫と冷蔵倉庫では扱う貨物の性質が異なるため、混合保管の要件（同一であるべき貨物の性質）が一部異なる

### 期限の利益の喪失に関する条項の新設 (甲普通：第53条第2項、甲冷蔵：第54条第2項、乙普通：第49条第2項、乙冷蔵：第50条第2項)

- 契約書に一般的に盛り込まれる、「期限の利益の喪失」条項を当該標準約款にも盛り込む。
- 寄託者の信用が大きく損なわれた際に、倉庫業者は直ちに全ての債権を回収できることとする。

## 附帯業務等の規定 (第4条)

| 新   | 旧           |
|---|-------------|
| <p>(附帯業務等)</p> <p>第4条 当社は、搬出入車両内での手荷役、仕分、全数検品・開梱検品及びラベル貼りその他の<b>通常倉庫業務（保管、庫入庫出）に附帯する業務</b>について委託された場合、<b>当社が別途定める料金又は実際に要した費用を請求することができる。</b></p> <p>2 当社は、<b>十分な時間的余裕のない入出庫指図及び指図の取消しが発生した場合には別途費用を請求することができる。</b></p> | <p>(新設)</p> |

### 〈背景〉

1. 通常倉庫業務は保管及び庫入庫出であるところ、それらに**附帯する作業**（搬出入車両内での手荷役、仕分、全数検品・開梱検品及びラベル貼り等）**について、無償で行うことを求められる**ことがある。
2. 寄託者から**当日中に入出庫を求められる**ことがある。その場合、**庫内作業時間の不足や、作業の非効率化を引き起こす**ため、トラックの荷役・荷待ち時間を増大させることにもつながる。

### 〈改正の趣旨〉

1. 新たに**附帯業務**を定義し、**別途料金を請求できる**ことを明確にする。
2. 緊急の入出庫オーダー抑制のため、**別途費用を請求できる**こととする。

# 取引の適正化・物流の効率化

## 賠償額の上限定 (甲普通：第47条第2項、甲冷蔵：第48条第2項、乙普通：第43条第2項、乙冷蔵：第44条第2項) ※掲載条文は甲普通

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(賠償額の算定)</p> <p>第47条 受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当会社の賠償金額は、損害発生当時の時価若しくは発生の時期又はそのいずれもが不明であるときは、発見当時の時価により損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額を超える場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じて算定する。</p> <p>2 前項以外の損害に対する当会社の賠償金額は、当該受寄物に対する既発生料金の総額を限度とする。</p> | <p>(賠償額の算定)</p> <p>第42条 受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当会社の賠償金額は、損害発生当時の時価、発生の時期が不明であるときは、発見当時の時価により損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額をこえる場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じて算定する。</p> <p>(新設)</p> |

### 〈背景〉

- 現行の標準約款には、滅失・損傷による損害を受けた受寄物の時価を賠償する旨記載しているが、近年では、受寄物そのものの損害にとどまらず、損傷した受寄物に起因する納入先工場の製造品質低下や、賞味期限が逆転した順番での出庫による販売機会損失等、**賠償請求の理由が多様化**しており、第1項が想定する範囲を超えている。また、これにより**賠償額が保管料に見合わなくなっている**。

### 〈改正の趣旨〉

- 第2項を新設し、**滅失・損傷以外による損害に対する賠償額は、サービス対価を上限とする**。

# 近年の業務実態等への適合

## FAX・電子データによる意思表示の明記 (第5条等)

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(書面による意思表示)</p> <p>第5条 当社は、寄託者又は証券所持人が当社に対して通知、指図その他意思表示を行うときは、当該寄託者又は証券所持人に対し、書面、<b>ファクシミリ装置又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当社で定めるものをいう。以下同じ。）</b>によることを要求することができる。</p> | <p>(書面による意思表示)</p> <p>第4条 当社は、寄託者又は証券所持人が当社に対して通知、指図その他意思表示を行なうときは、書面によることを要求することができる。</p> |

### 〈背景〉

- 寄託者等と倉庫業者との取引において、**近年ではFAXや電子データによる意思表示が一般的**であり、また業界においても、**トラブル防止のために口頭や電話ではなく当該方法による意思表示を推奨**している。
- 一方で、現行の標準約款においては意思表示方法を書面に限定する記述が多くみられ、実態から乖離している。

### 〈改正の趣旨〉

- **意思表示の手段としてFAXや電子データを併記することで実態に適合させる**ほか、口頭や電話の代替手段として、書面よりも伝達の早いFAX・電子データを正式に記載することで、**口頭・電話による意思表示からの移行を促進**する。

# 近年の業務実態等への適合

## システム障害等の機能支障への対応 (第9条等)

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(寄託引受けの制限)</p> <p>第9条 当社は、次の場合には、寄託の引受けをしないことができる。</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 <b>当該貨物の保管に適する設備(自動化機器及び情報システムに関わるものを含む。)</b>がないとき。</p> <p>四、五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 <b>当該貨物の保管のための施設又は装置の機能に支障があるとき。</b></p> <p>八 その他やむを得ない事由があるとき。</p> | <p>(寄託引受けの制限)</p> <p>第7条 当社は、次の場合には、寄託の引受けをしないことができる。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 当該貨物の保管に適する設備がないとき。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(6)その他やむを得ない事由があるとき。</p> |

### 〈背景〉

- 倉庫の自動化・情報化が進むにつれ、システム障害等による業務停止も考慮する必要性が生じている。
- しかし、既存の標準約款においては第7条における「設備」がハードウェアに限られると解釈されることもあり、システム障害によるサービス停止に対し多額の賠償金を請求されることがある。

### 〈改正の趣旨〉

- 第9条第3号において設備が「自動化機器及び情報システムに関わるものを含む」ことを明確化し、その機能に支障がある場合にも寄託引き受けを制限できる旨記載する。

# 近年の業務実態等への適合

## 受寄物の内容不検査の明記 (第14条)

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(受寄物の検査)</p> <p>第14条 当社は、入庫に当たり<b>積付け外観のみ検査し、受寄物の内容について検査を行わない</b>。ただし、当社が受寄物の内容の検査を必要とする場合、寄託者の承諾を得て、かつ、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。</p> <p>2 前項ただし書の場合において、寄託者の承諾を求めるとまのないときは、その限りでない。</p> | <p>(受寄物の検査)</p> <p>第12条 当社は、入庫に当り又は受寄の後に、寄託者の承諾を得て、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。ただし、承諾を求めるとまのないときは、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> |

### 〈背景〉

- 現行の標準約款における受寄物の検査に関する記載は、必ずしもすべての入庫において検査することを意図したものではなく、**あくまで検査が可能であることを述べているに過ぎない**。実務の観点からも内容検査を必須とすることは非現実的である。
- しかし、**寄託者によっては倉庫業者が全ての受寄物を当然に検査し、内容を把握しているものと解釈する場合がある**。この場合、出庫された貨物に損傷があった際に、入庫時に貨物の状態を確認していなかったとして、倉庫業者が責任を問われる可能性がある。

### 〈改正の趣旨〉

- **原則として受寄物の内容検査を行わず、積付け外観のみを検査する旨を明確化する。**

# 近年の業務実態等への適合

## 在庫証明書の新設（甲：第17条、乙：第15条）※掲載条文は甲

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>（在庫証明書の交付）</p> <p>第17条 当社は、証券が発行されていない受寄物に対して、寄託者の請求があつたときは、<b>寄託者の費用において、証明基準日が記載された在庫を証する書面（以下「在庫証明書」という。）</b>を交付することがある。</p> <p>2 在庫証明書は、<b>譲渡し、又は担保に供することができない。</b></p> <p>3 前2項の在庫証明書は、<b>証明基準日翌日以降の在庫を証しない。</b></p> | <p>（証券又は通帳の交付）</p> <p>第14条 当社は、証券が発行されていない受寄物に対して、寄託者の請求があつたときは、貨物保管証券（以下「証券」という。）又は保管貨物通帳（以下「通帳」という。）を交付することがある。</p> <p>2 前項の証券及び通帳は、譲渡したり又は担保に供することができない。</p> <p>（新設）</p> |

### 〈背景〉

1. 現在の倉庫業界において貨物保管証券・保管貨物通帳は発行されていない。一方、現行の標準約款には記載がないものの、**基準日における受寄物の在庫を証する書面として「在庫証明書」が用いられている。**
2. 在庫証明書が**倉荷証券と同様の効力を持つものとの誤解**がなされることがある。

### 〈改正の趣旨〉

1. 証券又は通帳の交付に代えて、**在庫証明書の交付についての条項を新設**する。
2. 譲渡・担保ができない旨、証明基準日以降の在庫を証しないことを明記し、**在庫証明書の効力を明確化**する。

# 近年の業務実態等への適合

## 混合保管要件の見直し (甲：第23条第1項、乙：第19条第1項) ※掲載条文は甲普通

| 新  | 旧   |
|--|---|
| (混合保管)<br>第23条 当社は、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類、品名及び記号・規格又はこれらに相当する事項が同一の受寄物を混合保管することができる。<br>2、3 (略) | (混合保管)<br>第19条 当社は、 <b>関係寄託者の承諾を得て</b> 、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類及び品質の同一な受寄物を混合保管することができる。<br>2、3 (略) |

### 〈背景〉

- 混合保管を行う際に個別の関係寄託者の承諾を必須とすると寄託者の不利益を生む可能性があるため、**慣習として混合保管は関係寄託者の承諾なしに行われている。**

### 〈改正の趣旨〉

- 倉庫業界の業務実態に即し、**各寄託者に個別的に承諾を得ずに混合保管が可能であることとする。**一方で、**混合保管が可能な貨物の条件をより具体化する。**

# 近年の業務実態等への適合

## 期限の利益の喪失に関する条項の新設(甲普通：第53条第2項、甲冷蔵：第54条第2項、乙普通：第49条第2項、乙冷蔵：第50条第2項)※以下の条文は甲普通

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(料金の支払い)</p> <p>第53条 寄託者又は証券所持人は、当社が国土交通大臣に届け出た倉庫保管料及び倉庫荷役料その他の営業に関する料金を当社の定めた日又は第二十四条の保管期間満了の日までに支払わなければならない。</p> <p>2 寄託者又は証券所持人が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに期限の利益を喪失するとともに、全ての債務を直ちに当社へ支払わなければならない。</p> <p>一 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は競売等の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。</p> <p>二 私的整理、会社更生、民事再生、破産、特別清算その他法的整理手続開始の申立てを受け、又は自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>三 自ら振出し又は引き受けた手形若しくは小切手の不渡りが発生したとき。</p> <p>四 支払停止又は支払不能の状況に至る等、財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められるとき。</p> <p>五 事業の全部又は重要な事業の一部を廃止したとき。</p> <p>六 合併によらないで解散したとき。</p> <p>七 本約款の規定に著しく違反したとき（本約款の規定に違反し、当社からの催告がなされても相当期間内に違反が解消されないときを含む。）。</p> <p>八 寄託物を全量出庫しようとするとき。</p> <p>3 (略)</p> | <p>(料金の支払)</p> <p>第48条 寄託者又は証券所持人が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに期限の利益を喪失するとともに、全ての債務を直ちに当社へ支払わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> |

### 〈改正の趣旨〉

- 寄託者の信用が大きく損なわれた際等に、倉庫業者が全ての債権を直ちに回収可能とする。

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課 貨物流通経営戦略室

TEL : 03-5253-8297

Mail : [hqt-karyuka-kikaku@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-karyuka-kikaku@gxb.mlit.go.jp)